

令和 6 年 度

長 門 市 財 政 健 全 化 判 断 比 率
及 び 資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

長 門 市 監 査 委 員

長 監 査 委 第 35 号
令和 7 年 9 月 5 日

長門市長 江原 達也 様

長門市監査委員 岡村 節子

長門市監査委員 吉津 弘之

令和 6 年度長門市財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 6 年度長門市財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

目 次

第1	監査基準に準拠している旨-----	1
第2	審査の種類-----	1
第3	審査の対象及び期間-----	1
第4	審査の着眼点及び主な実施内容-----	1
第5	審査の結果-----	1
1	健全化判断比率-----	3
(1)	実質赤字比率-----	4
(2)	連結実質赤字比率-----	5
(3)	実質公債費比率-----	5
(4)	将来負担比率-----	6
2	資金不足比率-----	8
(1)	法適用企業-----	8
(2)	法非適用企業-----	10
	参考資料-----	11

意見書

第1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、長門市監査委員監査基準（令和2年長門市監査委員公表第3号）に準拠して審査を行った。

第2 審査の種類

健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査）

第3 審査の対象及び期間

対象：令和6年度長門市健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

期間：令和7年8月18日から令和7年9月4日

第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認並びに関係諸帳簿及び証拠書類等と照合審査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取し審査した。

第5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数はおおむね適正であると認めた。

なお、審査意見及び審査の概要は次のとおりである。

図 健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	該当なし				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計				
		介護保険事業特別会計				
		後期高齢者医療事業特別会計				
	法適用公営企業	水道事業会計	資金不足比率			
		下水道事業会計				
	法非適用公営企業	湯本温泉事業特別会計				
一部事務組合・広域連合	山口県市町総合事務組合					
	山口県後期高齢者医療広域連合					
	萩・長門清掃一部事務組合					
地方公社・第三セクター等						

1 健全化判断比率

健全化判断比率とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定される実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。

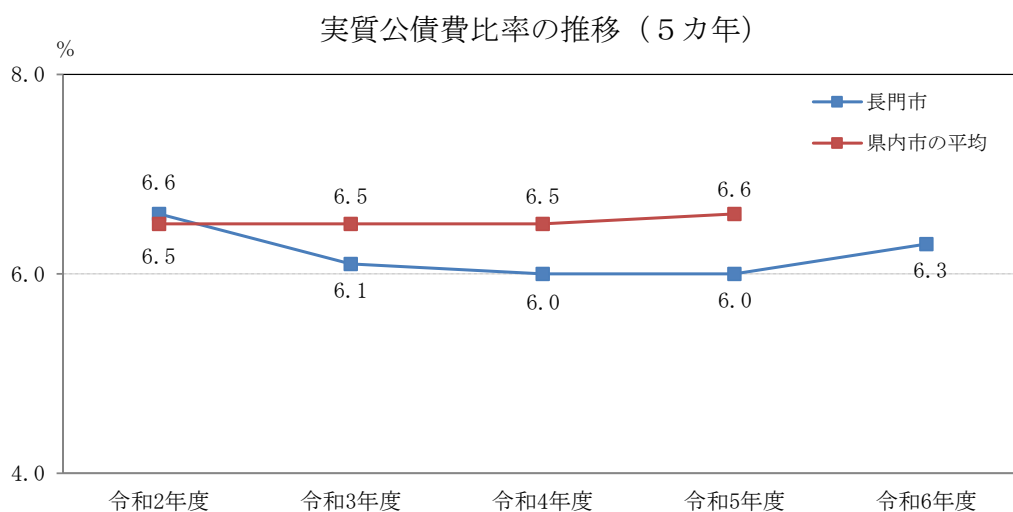
地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

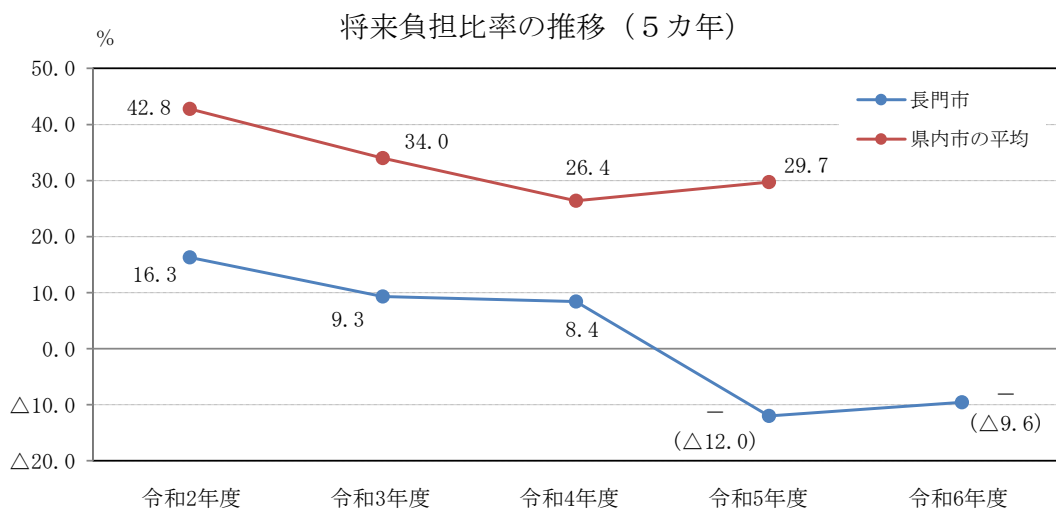
当年度の健全化判断比率において、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため、将来負担比率は実質的な負債がないため、いずれも発生していない。また、実質公債費比率は6.3%となっており、国の定めた早期健全化基準を下回っている。

しかしながら、市税の減収や、長引く物価高騰による財政需要のさらなる拡大、老朽化した公共施設の維持・更新への対応など、本市の財政を取り巻く環境は大変厳しい状況にあることから、引き続き、財政の健全性の維持、向上に努められたい。

当年度の健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	(単位：%)	
				参 考	
実 質 赤 字 比 率	-	-	-	早期健全化基準 12.97	財政再生基準 20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	-	-	-	17.97	30.00
実 質 公 債 費 比 率	6.3	6.0	0.3	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	-	-	-	350.0	





（注）令和5年度及び令和6年度は比率が発生していないため「-」で表示しているが、参考として数値（負の値）を記載している。

（１）実質赤字比率

実質赤字比率とは、当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

なお、一般会計等とは、一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計であるが、本市においては、普通会計に相当する特別会計はない。

（算定式）

$$\text{実 質 赤 字 比 率} = \frac{\text{一 般 会 計 等 の 実 質 赤 字 額}}{\text{標 準 財 政 規 模}}$$

当年度の一般会計等における実質収支額は黒字のため、実質赤字比率は発生していない。

当年度の実質赤字比率の状況は、次のとおりである。

（単位：千円、％）

区 分		実質収支額		対前年度	
		令和6年度	令和5年度	増 減	増減率
一 般 会 計 等	一般会計	903,509	1,136,437	△ 232,928	△ 20.5
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-
	該当なし	-	-	-	-
合 計		903,509	1,136,437	△ 232,928	△ 20.5
標 準 財 政 規 模		12,812,484	12,579,152	233,332	1.9
実 質 赤 字 比 率		(△ 7.05)	(△ 9.03)	1.98	

- （注） 1 実質収支額が黒字の場合は、実質赤字比率は「-」で表示している。
 2 （）内の数値は、実質収支額が黒字の場合に標準財政規模に対する比率を参考として記載している。（負の値で表示）

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

(算定式)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

当年度の一般会計等における実質収支額、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額及び公営企業会計における資金不足額・剰余額の合計は黒字のため、連結実質赤字比率は発生していない。

当年度の連結実質赤字比率の状況は、次のとおりである。

区 分	実質収支額		対前年度	
	令和6年度	令和5年度	増 減	増減率
一般会計等	903,509	1,136,437	△ 232,928	△ 20.5
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	408,845	363,705	45,140	12.4
国民健康保険事業特別会計	257,078	245,946	11,132	4.5
介護保険事業特別会計	133,992	104,146	29,846	28.7
後期高齢者医療事業特別会計	17,775	13,613	4,162	30.6
公営企業会計	701,154	717,747	△ 16,593	△ 2.3
水道事業会計	531,110	488,457	42,653	8.7
下水道事業会計	170,044	229,290	△ 59,246	△ 25.8
湯本温泉事業特別会計	-	-	-	-
合 計	2,013,508	2,217,889	△ 204,381	△ 9.2
標準財政規模	12,812,484	12,579,152	233,332	1.9
連結実質赤字比率	(△ 15.71)	(△ 17.63)	1.92	

(注) 1 実質収支額の合計が黒字の場合は、連結実質赤字比率は「-」で表示している。

2 () 内の数値は、実質収支額の合計が黒字の場合に標準財政規模に対する比率を参考として記載している。(負の値で表示)

(3) 実質公債費比率 (資料1 参照、P11)

実質公債費比率とは、当該地方公共団体の地方債の元利償還金及び準元利償還金に要する一般財源の合計額が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、直近3カ年の平均値を用いる。

(算定式)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$$

- A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）
 B：地方債の元利償還金に準ずるもの（準元利償還金）
 C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
 D：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額
 E：標準的な規模の収入の額（標準財政規模）

当年度の実質公債費比率（３カ年平均）は 6.3% で、前年度に比して 0.3 ポイント増加しており、昨年度に引き続き、早期健全化基準の 25.0% を下回っている。

当年度の実質公債費比率の状況は、次のとおりである。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(単位：千円、%) 対前年度	
				増 減	増減率
地方債の元利償還金 A	2,679,842	2,530,003	2,576,634	46,631	1.8
準元利償還金 B	607,035	601,375	591,260	△ 10,115	△ 1.7
特定財源 C	65,526	35,117	31,173	△ 3,944	△ 11.2
元利償還金等に係る基準財政需要額に算入された額 D	2,528,463	2,491,668	2,492,011	343	0.0
標準財政規模 E	12,624,976	12,579,152	12,812,484	233,332	1.9
分子 (A + B) - (C + D)	692,888	604,593	644,710	40,117	6.6
分母 E - D	10,096,513	10,087,484	10,320,473	232,989	2.3
実質公債費比率（単年度）	6.86265	5.99350	6.24690	0.25340	
実質公債費比率（３カ年平均）	6.0	6.0	6.3	0.3	

(４) 将来負担比率（資料２参照、P12～P13）

将来負担比率とは、地方債残高に加え、地方公社に対する債務保証や第三セクター等に対する損失補償等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

(算定式)

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - B}{C - D}$$

- A：将来負担額
 B：充当可能財源等
 C：標準財政規模
 D：算入公債費等の額

当年度における将来負担は、実質的な負債がないため、将来負担比率は発生していない。

当年度の将来負担比率の状況は、次のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分		令和6年度	令和5年度	対前年度	
				増 減	増減率
将来負担額	A	27,117,143	27,478,316	△ 361,173	△ 1.3
地方債の現在高	①	18,908,521	19,181,221	△ 272,700	△ 1.4
債務負担行為による支出予定額	②	-	-	-	-
公営企業債等繰入見込額	③	4,731,702	4,992,371	△ 260,669	△ 5.2
組合負担等見込額	④	-	-	-	-
退職手当負担見込額	⑤	3,476,920	3,304,724	172,196	5.2
設立法人の負債額等負担見込額	⑥	-	-	-	-
連結実質赤字額	⑦	-	-	-	-
組合連結実質赤字額負担見込額	⑧	-	-	-	-
充当可能財源等	B	28,109,125	28,696,631	△ 587,506	△ 2.0
充当可能基金	⑨	7,938,582	7,367,457	571,125	7.8
充当可能特定歳入	⑩	130,646	273,743	△ 143,097	△ 52.3
うち都市計画税		92,988	206,068	△ 113,080	△ 54.9
基準財政需要額算入見込額	⑪	20,039,897	21,055,431	△ 1,015,534	△ 4.8
標準財政規模	C	12,812,484	12,579,152	233,332	1.9
算入公債費等の額	D	2,492,011	2,491,668	343	0.0
分子	A - B	△ 991,982	△ 1,218,315	226,333	△ 18.6
分母	C - D	10,320,473	10,087,484	232,989	2.3
将来負担比率		(△ 9.6)	(△ 12.0)	2.4	

(注) 1 将来負担額よりも充当可能財源等が上回っている場合は、将来負担比率は「-」で表示している。
2 () 内の数値は、将来負担額よりも充当可能財源等が上回っている場合の将来負担比率を参考として記載している。(負の値で表示)

- ① 一般会計等に係る地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号に規定する経費)
- ③ 一般会計等以外の会計に係る地方債の元金償還に充てるための一般会計等の繰入見込額
- ④ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)に係る一般会計等の負担見込額
- ⑥ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等の負担見込額
- ⑨ 地方債の償還額等に充当可能な基金額
- ⑩ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額
- ⑪ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
- D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

2 資金不足比率

資金不足比率とは、当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の、事業の規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して算定し、経営状態の悪化の度合いを示す指標である。

当年度は、すべての公営企業会計において資金不足額は生じていないため、資金不足比率は発生していない。

しかしながら、法適用事業では一般会計からの補助金による財政支援が行われ、法非適用事業では一般会計からの繰入金による財源補てんが行われている状況にある。

各事業においては、引き続き収入の確保に努めるとともに、経費の削減や業務の効率化を図り、独立採算を目指した事業運営に努められたい。

当年度の公営企業会計における資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％)				
法適用企業	令和6年度	令和5年度	増 減	経営健全化 基 準
水道事業会計	-	-	-	20.0
下水道事業会計	-	-	-	

法非適用企業	令和6年度	令和5年度	増 減	経営健全化 基 準
湯本温泉事業特別会計	-	-	-	20.0

(注) 比率が発生していないものについては、「-」で表示している。

(1) 法適用企業

法適用企業における資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

(算定式)

$$\text{資 金 不 足 比 率} = \frac{\text{資 金 不 足 額}}{\text{事 業 の 規 模}}$$

- ・資金不足額 = A + B - C
A：流動負債 ※控除企業債等を除く
B：算入地方債（建設改良事業以外の経費に充てた地方債の残高）
C：流動資産 ※控除財源を除く
- ・事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

① 水道事業会計

当年度は、資金不足額が△531,110 千円となり、資金不足額は生じていないため、資金不足比率は発生していない。

なお、資金剰余額は、前年度に比して 42,653 千円（8.7％）増加し、

資金剰余額の事業規模に対する割合の実数値は 101.5%となり、前年度に比して 9.5 ポイント上昇している。

当年度の水道事業会計の資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度	令和5年度	対前年度	
			増 減	増減率
資金不足額	△ 531,110	△ 488,457	△ 42,653	8.7
流動負債	260,283	184,755	75,528	40.9
算入地方債	-	-	-	-
流動資産	791,393	673,212	118,181	17.6
事業の規模	523,253	530,951	△ 7,698	△ 1.4
営業収益の額	523,253	530,951	△ 7,698	△ 1.4
受託工事収益の額	-	-	-	-
資 金 不 足 比 率	(△ 101.5)	(△ 92.0)	(△ 9.5)	

- (注) 1 資金不足額が「△」の場合は、資金剰余額を示している。
2 資金不足額が生じていない場合は、資金不足比率は「-」で表示している。
3 ()内の数値は、資金不足額が生じていない場合に資金剰余額の事業規模に対する割合を参考として記載している。

② 下水道事業会計

当年度は、資金不足額が△170,044 千円となり、資金不足額は生じていないため、資金不足比率は発生していない。

なお、資金剰余額は、前年度に比して 59,246 千円 (△25.8%) 減少し、資金剰余額の事業規模に対する割合の実数値は 33.0%となり、前年度に比して 11.7 ポイント低下している。

当年度の下水道事業会計の資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度	令和5年度	対前年度	
			増 減	増減率
資金不足額	△ 170,044	△ 229,290	59,246	△ 25.8
流動負債	86,792	754,120	△ 667,328	△ 88.5
算入地方債	-	-	-	-
流動資産	256,836	983,410	△ 726,574	△ 73.9
事業の規模	515,370	512,853	2,517	0.5
営業収益の額	515,370	512,853	2,517	0.5
受託工事収益の額	-	-	-	-
資 金 不 足 比 率	(△ 33.0)	(△ 44.7)	11.7	

(2) 法非適用企業

法非適用企業（宅地造成事業を行っていないもの）における資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

(算定式)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金不足額 = A + B - C - D

A：歳出額

B：算入地方債（建設改良事業以外の経費に充てた地方債の残高）

C：歳入額

D：翌年度に繰り越すべき財源

・事業の規模 = 営業収益に相当する収入額 - 受託工事収益に相当する収入額

① 湯本温泉事業特別会計

当年度は、一般会計からの繰入金により収支の均衡が図られている。また、建設改良事業以外の経費に充てた地方債はないことから、資金不足額は生じていないため、資金不足比率は発生していない。

当年度の湯本温泉事業特別会計の資金不足比率の状況は、次のとおりである。

区 分	令和6年度	令和5年度	(単位：千円、%) 対前年度	
			増 減	増減率
資金不足額	-	-	-	-
歳出額	12,512	18,287	△ 5,775	△ 31.6
算入地方債	-	-	-	-
歳入額	12,512	18,287	△ 5,775	△ 31.6
翌年度に繰り越すべき財源	-	-	-	-
事業の規模	6,702	5,650	1,052	18.6
営業収益相当額	6,702	5,650	1,052	18.6
受託工事収益相当額	-	-	-	-
資金不足比率	-	-	-	

(注) 資金不足額が0（ゼロ）の場合は、資金不足額が生じていないため資金不足比率は「-」で表示している。

参 考 資 料

目 次

資料 1	実質公債費比率算定に用いた基礎数値-----	11
資料 2	将来負担比率算定に用いた基礎数値-----	12

実質公債費比率算定に用いた基礎数値

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度	令和5年度	対前年度	
			増 減	増減率
地方債の元利償還金 A	2,576,634	2,530,003	46,631	1.8
一般会計等	2,576,634	2,530,003	46,631	1.8
準元利償還金 B	591,260	601,375	△ 10,115	△ 1.7
公営企業に係るもの	581,701	590,699	△ 8,998	△ 1.5
水道事業会計	68,271	57,628	10,643	18.5
下水道事業会計	513,430	533,071	△ 19,641	△ 3.7
湯本温泉事業特別会計	-	-	-	-
債務負担行為に係るもの	9,559	10,676	△ 1,117	△ 10.5
社会福祉法人の施設建設費に係るもの	570	667	△ 97	△ 14.5
利子補給に係るもの	8,989	10,009	△ 1,020	△ 10.2
特定財源 C	31,173	35,117	△ 3,944	△ 11.2
市営住宅使用料	31,122	34,757	△ 3,635	△ 10.5
都市計画税	51	360	△ 309	△ 85.8
元利償還金等に係る基準財政需要額に算入された額 D	2,492,011	2,491,668	343	0.0
災害復旧費等に係るもの	2,212,604	2,190,272	22,332	1.0
事業費補正によるもの	247,629	267,099	△ 19,470	△ 7.3
密度補正によるもの	31,778	34,297	△ 2,519	△ 7.3
標準財政規模 E	12,812,484	12,579,152	233,332	1.9

資料 2

将来負担比率算定に用いた基礎数値

(1) 将来負担額

区 分	令和6年度	令和5年度	(単位：千円、%) 対前年度	
			増 減	増減率
地方債の現在高 ①	18,908,521	19,181,221	△ 272,700	△ 1.4
一般会計等	18,908,521	19,181,221	△ 272,700	△ 1.4
債務負担行為による支出予定額 ②	-	-	-	-
長門市社会福祉協議会の児童養護施設 建設資金借入金償還助成の元金分	-	-	-	-
同心会の特別養護老人ホーム施設建設 資金借入金償還助成の元金分	-	-	-	-
公営企業債等繰入見込額 ③	4,731,702	4,992,371	△ 260,669	△ 5.2
水道事業会計	897,599	889,261	8,338	0.9
下水道事業会計	3,834,103	4,103,110	△ 269,007	△ 6.6
湯本温泉事業特別会計	-	-	-	-
組合負担等見込額 ④	-	-	-	-
退職手当負担見込額 ⑤	3,476,920	3,304,724	172,196	5.2
一般職	3,468,332	3,299,784	168,548	5.1
特別職	8,588	4,940	3,648	73.8
設立法人の負債額等負担見込額 ⑥	-	-	-	-
連結実質赤字額 ⑦	-	-	-	-
組合連結実質赤字額負担見込額 ⑧	-	-	-	-
合 計	27,117,143	27,478,316	△ 361,173	△ 1.3

(2) 充当可能財源等

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度	令和5年度	対前年度	
			増 減	増減率
充当可能基金 ⑨	7,938,582	7,367,457	571,125	7.8
財政調整基金	5,102,304	4,523,355	578,949	12.8
減債基金	153,339	158,370	△ 5,031	△ 3.2
職員退職手当基金	555,070	553,760	1,310	0.2
地域福祉振興基金	258,799	262,183	△ 3,384	△ 1.3
観光振興基金	8,442	8,422	20	0.2
子ども教育ゆめ基金	8,229	8,808	△ 579	△ 6.6
香月泰男美術館運営基金	106,000	106,029	△ 29	0.0
国民健康保険基金	558,547	557,229	1,318	0.2
国民健康保険高額療養費資金貸付基金	11,992	11,963	29	0.2
介護給付費準備基金	418,592	417,605	987	0.2
県収入証紙調達基金	569	973	△ 404	△ 41.5
土地開発基金	332,299	331,514	785	0.2
再生可能エネルギー活用基金	527	463	64	13.8
森林環境整備基金	17,144	17,104	40	0.2
長門湯本温泉みらい振興基金	12,263	12,234	29	0.2
環境整備協力費基金	13,860	13,048	812	6.2
公共施設維持補修等基金	380,606	384,397	△ 3,791	△ 1.0
充当可能特定歳入 ⑩	130,646	273,743	△ 143,097	△ 52.3
市営住宅使用料	37,658	67,675	△ 30,017	△ 44.4
都市計画税	92,988	206,068	△ 113,080	△ 54.9
基準財政需要額算入見込額 ⑪	20,039,897	21,055,431	△ 1,015,534	△ 4.8
公債費算入分	18,028,356	18,898,602	△ 870,246	△ 4.6
その他算入分	2,011,541	2,156,829	△ 145,288	△ 6.7
合 計	28,109,125	28,696,631	△ 587,506	△ 2.0